

関係各位

東京都福祉局障害者施策推進部
共生社会推進担当課長

東京都障害者情報コミュニケーションの普及啓発について

平素から福祉施策の推進につきまして格別の御高配をいただき、誠にありがとうございます。

このたび、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、全ての都民が障害の有無によって分け隔てられることなく、安心して生活することができる社会の実現を目指して、「東京都障害者情報コミュニケーション条例（正式名称 東京都障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する条例）」が制定され、7月1日に施行されます。

東京都では、条例の施行に向け、普及啓発のためのポスター及びリーフレットを作成しました。

障害の特性に応じたコミュニケーション手段や、必要な配慮などの参考となる情報は、下記のホームページ等に掲載していますので、条例の趣旨に基づき積極的な対応をお願いします。

記

1 送付物

東京都障害者情報コミュニケーション条例ポスター及びリーフレット

※本データについては、東京都福祉局ホームページにて公開しております。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/jouhoukomyunikeshon_jourei

2 障害の特性に応じた情報提供の参考資料

(1) 特設サイト「ハートシティ東京」

障害者への情報提供の方法（障害特性、情報保障のツール、情報保障の具体例）を障害の種類ごとに紹介

【URL】

<https://www.fukushi1.metro.tokyo.lg.jp/tokyoheart/jouhou/index.html>

(2) 「東京都障害者差別解消法ハンドブック」（令和6年4月改訂版）

障害特性や必要な配慮等を障害の種類ごとに紹介

【URL】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai_shisaku/sabetsukaisho_yougo/sabekaikeihatsu

問合せ先

東京都福祉局障害者施策推進部企画課

小林・秋山

電話 03-5320-4147（直通）

FAX 03-5388-1413

MAIL Reina_Akiyama@member.metro.tokyo.jp